

## ○用語解説（1）

	用語	説明
あ	アクセス (access)	接近、近づきやすさなどの意味で、ある場所へ行く経路、目的地までの交通手段、また、交通の利便性のこと。例えば、ある目的地への到達のし易さを示すのに、アクセスが良いなどと言う。情報などの利用のし易さを言うこともある。
	空家等対策計画	市町村の空家等対策に関して全体像を示すものであり、またその基本的な考え方を示すもの。計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づき、市町村がその区域で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため基本指針に即して、計画を定めることができる。
	ウォーターフロント (waterfront)	海岸、河岸などの水辺空間、水に面する地域のこと。港湾関連施設や用地を活用した地域活性化の核とする場合が多い。
	N P O (Non-Profit Organization)	医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、さまざまな分野における営利を目的としない住民の自発的な意志による活動団体のこと。
	エリアマネジメント (area management)	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。 快適で魅力に富む環境の創出や美しい街並みの形成、資産価値の保全・増進等に加えて、人をひきつけるブランド力の形成、安全・安心な地域づくり、良好なコミュニティの形成、地域の伝統・文化の継承等、ソフトな領域の取り組みも含まれる。
	オープンスペース (open space)	公園・緑地、広場、河川、農地など建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地などのうち、道路用地、鉄軌道用地などの交通用地を除いたものの総称。また、都市の中の空地や空間で市民に対して開かれた空間。
か	海岸保全施設	海岸保全区域内にある津波や高潮等による海水の侵入または海水による侵食から海岸を防護するための施設。堤防（胸壁）、護岸、水門・陸閘、離岸堤・潜堤、突堤、等がある。
	開発圧力	急激な人口増加、あるいは無秩序に開発行為が行われることにより、市街地が拡大（市街化）する圧力のこと。
	開発許可	都市計画法における開発行為に対する許可制度のこと。開発行為をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事等の許可を受けなければならない（都市計画法第29条）。開発許可是開発行為を規制・誘導することによって、スプロール化を防止し、段階的、計画的なまちづくりを図ることを目的としている。 開発行為は、道路・公園等が一定の技術的基準（都市計画法第33条）に適合していれば許可されることとなるが、市街化調整区域では、一定の技術的基準に加え、日用品店舗、農産物加工工場等や開発審査会の議を経たものなど特定のもののみが許可される（同第34条）。
	海洋性レクリエーション基地	マリーナや海水浴場など、海を利用したレクリエーション活動のための施設を集積した港。
	風のみち	ヒートアイランド現象の緩和のため、河川や道路などのオープンスペースを利用した風の通り道。
	緩衝緑地	コンビナートなど公害発生源と市街地の間を遮断するように設けられる緑地帯。
	基準年次	都市計画の目標を定める上で基準となる年次。直近の国勢調査の実施年次とすることが多く、今回は平成27年（2015年）を基準年次と設定。
	既成市街地	産業または人口が相当程度集中し、公共施設の整備及び土地の高度利用等の市街地として開発が既に行われている地域。
	急傾斜地崩壊危険区域	がけ崩れによる被害を防止したり、軽減したりするため、がけ崩れを引き起こしたり助長するような行為を制限する必要がある土地や、がけ崩れ防止工事を行う必要がある土地に指定されるもので、指定されると必要な施設を設置しなければならない。急傾斜地とは、傾きが30度ある土地のこと。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地崩壊危険区域に設置されたコンクリート擁壁や落石防止柵などの施設。

## ○用語解説（2）

用語	説明
業務継続計画 (B C P=Business Continuity Plan)	災害やテロ、大事故が生じても重要な業務を中断させない、または早期復旧させるための備えや手順を示した計画。
区域区分	都市計画法において、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要があるときに市街化区域と市街化調整区域との区分を定めること。（都市計画法第7条第12項）いわゆる「線引き」と呼ばれ、区域区分を定めていない都市計画区域は「非線引き」と呼ばれる。
景観計画	平成16年（2004年）6月に施行された景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画。景観法の基本となる制度で、景観計画には、「景観計画区域」、「景観計画区域における良好な景観の保全・形成に関する方針」、「良好な景観の保全・形成のための行為の制限に関する事項」、「景観重要建造物・樹木の指定の方針」を定めるとともに、条例を定めることによりその他の景観形成に必要な事項等を定めることができる。
建築協定	市町村の区域の一部について、建築基準法に基づき関係権利者が合意のもとに建築物の敷地・構造・用途・形態・意匠などについて定める協定のこと。
建築形態規制	建築物の容積率、建ぺい率、道路斜線、隣地斜線、日影による高さの各制限のこと。
広域公園	都市公園の種類の一つ。主として市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要に対応する面積50ha以上の大規模な公園。
広域交通	高速道路、鉄道、飛行機、船舶のように広域的な移動をするもの。
広域緑地計画	都道府県が策定主体となり、都道府県の都市計画区域全体を対象として、広域的観点から配置されるべき緑とオープンスペースの確保目標水準、配置計画等を明らかにした計画のことで、市町村が策定する「緑の基本計画」の円滑な策定を推進するため、広域的観点からの緑地の配置の指針を示したもの。
公共交通不便地域	路線バス等が運行していない、既存バス停や鉄道駅から離れているような地域。公共交通サービスを受けることが困難な地域。
高次都市機能	行政、教育、文化、情報、商業、交通、レジャーなど住民生活や企業の経済活動に対して、各種のサービスを提供する都市自体が持つ高いレベルの機能で、都市圏を越え、広域的に影響力のある機能。
高速交通体系	高速道路、鉄道、飛行機、船舶のように高速で移動する交通網施設のまとまり。
交通基盤	都市基盤施設のうちの、道路、鉄道などの交通に関する施設のこと。
交通結節点	駅やバスターミナルなど、異なる交通手段を相互に乗り換え、乗り継ぎするための施設。
高齢化率	総人口に占める65歳以上の者の割合のこと。
コミュニティ (community)	人々が共同体意識を持って生活を営む一定の地域やその人々の集団。地域社会。
コミュニティビジネス (community business)	地域の中のさまざまな課題、問題を解決するために、自分たちのアイディアと地域にある資源を活用して取り組む地域密着型の事業活動のこと。
コミュニティ交通	交通の不便な地域での移動手段を確保することを主な目的として、地域住民が主体となって導入するバスやタクシー等のこと。
コンテナターミナル (container terminal)	コンテナの海上輸送と陸上輸送の結節点となる港湾施設の総称。コンテナ埠頭とも言う。

### ○用語解説（3）

用語	説明
サイクルアンドライド／パークアンドライド (cycle and ride/park and ride)	最寄り駅まで自転車で向かい、公共交通機関（主に鉄道やバス）に乗り換えて（ライド）、目的地へ向かう方法。通勤時における都市部等の自動車交通混雑の緩和や大気汚染防止等の効果が見込まれる。同様に、最寄り駅まで自動車で向かい、駅に近接した駐車場に駐車し、公共交通機関に乗り換えて目的地へ向かうものをパークアンドライドという。
シェア (share)	そのものの占める割合、占有率。
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域（既成市街地）及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（新市街地）を言う（都市計画法第7条第2項）。市街化区域においては、少なくとも用途地域、道路、公園、下水道を定めることとされ（同法第13条）、また、開発行為は一定の基準に該当していれば許可しなければならない（同法第33条）。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域（都市計画法第7条第3項）。市街化調整区域内では、農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除き開発行為は制限される（同法第34条）。
市街地開発事業	一定の区域を対象に、総合的な計画に基づいて、公共施設の整備と宅地の開発を一括して行う事業。
市街地再開発事業	昭和44年（1969年）に制定された都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物及び建築敷地の整備とあわせて公共施設の整備を行う事業（都市再開発法第2条第1号）。 低層の木造建築物が密集し、土地の利用状況が著しく不健全で、災害の危険性もある地区について、細分化された土地を統合し、不燃化・中高層化した共同建築物を建築し、あわせて道路、公園などの公共施設を整備するものである。 施行地区内の権利者の権利の変換方法の違いによって第一種市街地再開発事業（権利変換方式）と第二種市街地再開発事業（用地買収方式）とに区分されている。市街地再開発事業の仕組みを活用して、個々の地区の特性にふさわしい事業を行うものとして、歴史的建築物等活用型再開発事業がある。なお、市街地再開発事業、住宅地区改良事業等法律に基づいて行われる再開発を「法定再開発」、優良建築物等整備事業、特定民間再開発事業等法律に基づかない再開発を「任意再開発」と言う。
地すべり防止区域	地すべりによる被害を防止したり、軽減したりするため、地すべりを誘発助長するような行為を制限する必要がある土地や、地すべり防止工事を行う必要がある土地に指定されるもので、指定されると必要な施設を設置しなければならない。地すべりとは、斜面の土地の一部もしくは全部が、地下水の影響と重力によってすべる現象、またはこれに伴って移動する現象のこと。
自然公園	自然公園とは、すぐれた自然の風景地として自然公園法に基づいて指定される地域であり、環境大臣が指定する国立公園・国定公園、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園がある。自然公園においては、自然環境の保護と快適で適正な利用が推進されている。
集約型の都市	空間の高度利用と公共交通ネットワーク整備により、環境負荷とエネルギー消費が小さく、かつ都市機能の維持コストが小さいコンパクトな都市構造からなる、自然・生活環境重視の都市のこと。
集落地区計画	都市近郊の農村集落について、集落地域の土地の区域内で、営農と居住環境が調和した土地利用を図るための計画。都市計画法第12条の4に規定する地区計画等の一つ。
住区基幹公園	都市公園のうち住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置づけられた街区公園、近隣公園及び地区公園が該当する。
循環型社会	生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギー面でより一層の循環・効率化を進め、不要物の発生抑制や適正な処理を図ることなどにより、環境への負荷を出来る限り少なくした循環による経済社会システムが確立されている社会。

## ○用語解説（4）

用語	説明
準都市計画区域	市町村は、都市計画区域外の区域のうち、相当数の住居その他の建築物の建築又はその敷地の造成が現に行われ、又は行われると見込まれる一定の区域で、当該区域の自然的及び社会的条件並びに農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）その他の法令による土地利用の規制の条件を勘案して、そのまま土地利用を整序することなく放置すれば、将来における都市としての整備、開発及び保全に支障が生じる恐れがあると認められる区域を、準都市計画区域として指定することができる。準都市計画区域を指定すれば、土地利用の整序を図るために必要な都市計画区域として、用途地域、特別用途地域、特定用途制限地域、高度地域、美観地区、風致地区及び伝統的建造物群保存地区を決定することができることとなるほか、都市計画区域と同様、開発制限制度や建築基準法の集団規定が適用となる。
浸水想定区域	河川の氾濫等が生じた時に浸水が想定される区域。
水文情報	降水量や河川の水位など、降雨に関する気象情報。
生残率	基準年次における人口が5年後に生残する確率のこと（例えば、0～4歳の人口が5年後に5～9歳になる確率）。
セミナー (seminar)	あるテーマを設定して、そのテーマに興味がある人を集めて実施する研修。
線引き／非線引き	都市計画法において、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要があるときは都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができる、とされている。これを「区域区分」と言い、いわゆる「線引き」と呼ばれる。（同法第7条第12項）「非線引き」とは都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度を適用しない場合を言う。
総合計画	総合計画とは、自治体の全ての計画の基本となる計画のことで、福祉・環境保全・都市基盤整備・産業振興・教育など様々な分野を一つの方向性のもとに計画的に推進していく市町村の最高位に位置する計画。
ソフト面	人材、技術、情報、意識付け、マニュアルの浸透など無形のものに関すること。 (⇒ハード面)
ターミナル機能	そこから放射線状に広がっていくこと。駅のターミナル機能とは、複数の鉄道や多様な交通手段の乗り換え、乗り継ぎ機能を指す。
第1次商圏／第2次商圏	山口県買物動向調査において、居住市町以外への買物先を商圏と言い、一次商圏とは買い物先となる拠点地区（市町）～30%以上流出している範囲のことを言う。 二次商圏とは拠点地区～10%以上30%未満流出している地区（市町）の範囲のことを言う。
多自然型居住地域、多自然型居住環境	地方中小都市と中山間地域などを含む農山漁村などの豊かな自然環境に囲まれた地域で、新たな生活様式の実現を可能とする国土のフロンティアとして国土審議会「計画部会調査検討報告」で提示されたもので、地域内外の連携を進め、都市的なサービスとゆとりある居住環境、豊かな自然を合わせて享受できる誇りの持てる自立的な圏域を目指している。
地域拠点	都市拠点を補完し、地域の中心的な役割を担う都市的機能が集積する拠点。
地域高規格道路	高規格幹線道路を補完し、地域相互の交流、促進などの役割を担う規格の高い道路のこと。具体的には4車線以上の車線を有し、自動車専用道路またはこれと同等の機能を備える道路で、沿道や交通の状況に応じて、60～80km/h以上の速度サービスを提供できる質の高い道路を言う。
地域防災計画	地方公共団体が、災害対策基本法に基づいて、災害発生時の応急対策や復旧など災害に係わる事務・業務に関して総合的に定めた計画。各都道府県及び市町村の地方防災会議が、国の防災基本計画に基づいて、それぞれの地域の実情に即した計画を作成する。

## ○用語解説（5）

用語	説明
地区計画	一體的に整備、開発及び保全を図るべき地区について、道路・公園等の地区施設の配置及び規模に関する事項、建築物の形態・用途・敷地等に関する事項を総合的かつ一體的にひとつの計画として定めた都市計画のこと。 地区計画の決定後は、その地区計画に沿って開発行為・建築行為等を規制・誘導することができ、地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な市街地の整備及び保全を図ることが可能となる（都市計画法第12条の4第1項第1号）。
中核市	地方公共団体のうち、地方自治法第252条の22第1項に定める政令による指定を受けた市で、人口30万人以上が要件。政令指定都市以外で規模や能力などが比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができる。
中核都市	高次都市機能や都市型産業が集積し、人口の県内定住や交流の促進、地域経済の活性化、地方分権の推進等の核となり、県全体あるいは広域活力創造圏の発展をけん引する都市のこと。
中心市街地	都市における地域の中心となる中央業務地区のこと。人口が集中し、商業、行政機能が充実している地域を指す。
中心市街地活性化事業	公共施設、住宅などを街なかに集めた活気あふれるまちづくりを重点的に支援する法律「中心市街地活性化法」に基づき行われる事業。
津波災害警戒区域	津波が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じる恐れがあり、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべきとして指定された土地の区域。（津波防災地域づくりに関する法律） 指定は、国土交通大臣が定める基本指針に基づき、津波浸水想定を踏まえて、都道府県知事が行う。
低未利用土地権利設定等促進計画	低未利用地の利用に向けた行政の能動的な働きかけを可能とするための計画。低未利用地の地権者等と利用希望者とを、行政が所有者等の探索も含め能動的にコーディネートの上、土地・建物の利用のため必要となる地上権、賃借権、使用賃借権の設定・移転、所有権の移転について設定等を行うことができる。
D I D (Densely Inhabited District) (人口集中地区)	市区町村の区域内で人口密度の高い（4,000人/km <sup>2</sup> 以上）基本単位区が互いに隣接しており、その人口の合計が5,000人以上となる地域。ただし、空港、港湾、工業地帯、公園など都市的傾向の強い基本単位区は人口密度が低くても含まれる。都市的地域と農村的地域の区分けを示す指標として使用される。
伝統的建造物群保存地区	文化財保護法の規程により、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものや、これと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために、都市計画決定若しくは条例で定めた地区のこと。
特定用途制限地域	用途地域が定められていない区域（市街化調整区域を除く）において、その良好な環境の形成や保持のために、当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物などの用途の概要を定める地域。都市計画においては、特定用途制限地域の位置及び区域のほか制限すべき特定の建築物その他の工作物の用途の概要を定めることとされている。（都市計画法第9条第14項）
特別緑地保全地区	都市計画法に基づく地域地区の一つ。緑地保全地区の指定要件、行為制限などは都市緑地保全法に定められており、樹林地、草地、水辺地などが良好な自然環境を形成しており、かつ、地域の住民の健全な生活環境を確保するために必要なものが指定される。指定された区域では、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などについて県知事の許可を要する。
都市機能	都市が持つ都市としての機能。例として電気や水道の供給、交通手段の提供、行政機能、商業、教育、観光の場等がある。
都市基盤施設、都市施設、都市基盤	都市のさまざまな活動を支える最も基本となる施設。道路・鉄道等基幹交通施設、上下水道、電気・ガス等エネルギー関連施設、ゴミ・汚水等処理施設、情報通信施設、基幹緑地・公園などが該当する。

## ○用語解説（6）

	用語	説明
	都市拠点	都市の中心的な役割を担い、高次の都市機能が多様に集積する拠点。
	都市計画基礎調査	都市計画に関する基礎調査のこと。都市計画法では、概ね5年ごとに、人口規模、産業分類別就業人口規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しを調査することとされている。
	都市計画区域	一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要があるとして都道府県知事が指定した都市計画制度上の都市の範囲。
	都市計画現況調査	都市計画に関する様々な現況を把握することを目的に、都市計画の決定状況等を調査するもの。平成20年（2008年）度調査から国土交通省のホームページで公表されている。
	都市基幹公園	都市公園のうち、都市住民全般を対象に配置される比較的大規模な公園で、総合公園と運動公園が該当する。
	都市のスポンジ化	都市の内部で空き地や空き家がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴を持つssp;ポンジのように都市の密度が低下すること。都市のスポンジ化の進展は、サービス産業の生産性の低下や行政サービスの非効率化、地域のコミュニティーの存続危機、治安や景観の悪化などにつながり、都市の衰退を招く恐れがあると懸念されている。
	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域とは、土砂災害防止法に基づいて指定される、土砂災害のおそれのある区域。そのうち、特に建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、土砂災害特別警戒区域が指定される。
	土地区画整理事業	土地区画整理法による市街地の開発手法。地権者から少しづつ土地を提供（減歩）してもらい、道路を広げたり公園を作ったりする。戦後復興や災害復興、ニュータウンの開発などに用いられてきた。
な	ネットワーク (network)	効果的、有機的に機能するようにつながれた網の目状の体系。人や道路、通信、企業、コンピューターなどのつながりのこと。
	農業農村整備事業	農地や農業用水施設、農道、農村環境整備など、営農環境を整備する事業の総称。
	農地・農住共生地	市街地外において、農地・水路等の田園環境や伝統的民家等からなる集落地などが一体的にまとまって存在する地域。漁村などの集落が海岸線沿いに分布する場合も含む。
は	ハザードマップ (hazard map)	被害予測地図。自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。
	風致公園	都市公園の一種で、樹林地、水辺地などの風致を維持、保全することを目的に整備される公園のこと。
	風致地区	都市における良好な自然的景観を形成している区域のうち、都市計画上、風致の維持が必要と考えられる地区のこと。
	保安林指定地区	風水害の防止・水資源の保護・砂防・風致保存などの公益上、保存の必要があるため指定された森林の区域。森林法に基づき、農林水産大臣が指定を行なう。
	ほ場整備	既成の農地の利用を増進するため、土地区画整理などにより、農地や用排水路を整備し、土地の特性を農業生産に適するように改良すること。
	ポテンシャル (potential)	可能性としてもっている能力、潜在的な力。
	プロムナード (promenade)	フランス語で「散歩」あるいは「散歩の場所」を意味する。
ま	密集市街地	幅4m未満の細街路や行き止まり路が多いなど公共施設が未整備であること、接道要件を満たしていない場合や全く接道していない敷地や小規模な敷地が多く、また、耐震性や防火性の低い老朽木造建築物が多いなどの特徴をもつ市街地。

## ○用語解説（7）

用語	説明
緑の基本計画	平成6年（1994年）6月の都市緑地保全法の改正により、従来の緑のマスター・プランと都市緑化推進計画を統合した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。
目標フレーム	区域区分の要否の判断及び区域区分を定める場合の市街化区域の面積の算定を行うあたっては、土地利用計画の目標年次（おおむね10年後）までの人口増加予測、市街地の人口密度の変化予測または計画的な市街地の再編整備による人口の市街地内での移動、産業の見通しなどを根拠としている。このような方法を人口フレーム方式と言い、目標となる将来人口フレームを人口フレームまたは目標フレームと言う。
や 山口県汚水処理施設整備構想	市街地のみならず、農山漁村を含めた全ての地域において、地域の特性を踏まえた各種汚水処理施設の整備促進と、年々増加する既存施設の継続的かつ効率的な運営管理の二つの観点から、県と市町が適切な役割分担の下、計画的に取り組んでいくために策定する構想。（平成29年（2017年）3月改定）
山口県景観アドバイザー	県、市町、県民及び事業者が取り組む景観形成活動の支援を図るため、景観に関する知識・経験を有する方を山口県景観アドバイザーとして登録し派遣する制度。
山口県景観形成基本方針	山口県景観条例（平成18年山口県条例第5号）の理念に基づき、良好な景観の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めた方針。
山口県景観サポーター	景観に興味を持ち、美しいまちづくりを実践する個人または団体を募り、情報や交流の場を提供することにより、県民の景観意識の醸成と景観形成活動の促進を図ることを目的して設置された。
山口県循環型社会形成推進基本計画	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「山口県循環型社会型形成推進条例」に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的・計画的に推進していくための基本となる計画。
山口県耐震改修促進計画	地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、昭和56年（1981年）5月以前に建築された建築物の耐震診断や現行基準を満足していない建築物の耐震改修を総合的かつ計画的に進め、建築物の耐震化を促進することを目的とした計画。（山口県では平成19年（2007年）3月に策定している。）
やまぐちの川ビジョン	山口県の河川行政の指針として、21世紀における川の将来像を示したもの。
やまぐち未来開拓ロードマップ	山口県の新しい道づくりの指針。元気な産業や活気ある地域の中ではつらつと暮らすことができるよう、重点的・計画的に道路の整備・保全を推進していく構想。
ユニバーサルデザイン (universal design)	文化・言語・国籍や年齢・性別などの違い、障害の有無や能力差などを問わずに利用できることを目指した設備・製品・情報などのデザインのもの。バリアフリーをさらに発展させた考え方によるもので、誰もが共有できるものを目指している。
用途地域	都市計画法の地域地区の一つで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠として土地利用を定めるもので、第一種低層住居地域など13種類ある。
用途自地地域	非線引き都市計画区域における用途地域が定められていない土地の区域。
ら ライフサイクルコスト (life cycle cost)	施設の計画・設計から建設、維持管理、解体・撤去に至るまでに必要な総コスト。
ライフスタイル (lifestyle)	生活様式。衣食住などの日常の暮らしから、娯楽、職業・居住地の選択、社会とのかかわり方まで含む、広い意味での生き方。
ラムサール条約	1971年にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約。正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」という。
ランドマーク (landmark)	地上の目印。その土地の目印や象徴になるような建造物。

## ○用語解説（8）

	用語	説明
	立地適正化計画	都市再生特別措置法の改正（平成26年（2014年）8月）により人口の急激な減少と高齢化を背景として、新たに創設された制度。市町村が立地適正化計画を策定し、居住誘導区域及び都市機能誘導区域等を定めることで、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図り、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを促進する。
	リジューム計画（地区再生計画）	リジュームとは取り返すという意味であり、にぎわいのあった地区を取り返すための計画。
	緑地協定	都市緑地保全法第14条に基づき、都市計画区域における一団の土地又は道路・河川などに隣接する土地の所有者などが、市街地の良好な環境を確保するために全員の同意により結ぶ緑地の保全又は緑化に関する協定。
	歴史的風致維持向上計画	平成20年（2008年）11月4日に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」に基づき、市町村が策定する計画。文部科学省・国土交通省・農林水産省の3省による認定を受けた後、歴史的風致の維持・向上に取り組む制度。 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を後世に継承するために、「歴史的風致の維持向上に関する方針」、「計画の重点区域」、「歴史的風致の維持向上のために必要な事項」や「歴史的風致形成建造物の指定の方針」等を定める。
	レジリエンス (resilience)	跳ね返り、弾力、回復力、復元力と言う意味があり、外的な刺激に対する柔軟性を表す言葉。
わ	ワークショップ (workshop)	住民が、公園づくりや交通安全、地域福祉イベントなど様々な分野で共同して研究・学習や意見交換、作業を行うことによって、住民の意見の反映されたまちづくりを進めること。